



# 事務所だより 8月

2016(H28)



平成 28 年 (2016) 8 月

## I 中小企業オーナー必須知識「家族信託」とは？

### ◆「家族信託」とは？

「投資信託」などとは意味合が違う「家族間」で行われる信託のことです。家族信託を利用することで個人資産をたくさん持つ中小企業経営者は、「相続問題」において既存の「相続」とは全く異なった財産の流れを作り出すことができます。また、経営者の認知症問題に関しても家族信託には完璧に対応できる機能があります。

この「家族信託」がどのような場面で活用できるのか事例をご紹介します。

### ◆「家族信託」の活用例

一般的に、株式の贈与の際には莫大な贈与税が課せられ、後継者への譲渡には経営者には譲渡所得税、後継者には資金調達と様々な頭の痛い問題が生じてきます。しかし家族信託においては、株式を後継者へ譲渡する際に現経営者が自社株式の「権利」を持ったままで「名義」だけを後継者に託すことができます。これは家族信託の仕組みを使った「経営者隠居信託」と呼ばれるスキームです。

### ◆「家族信託」の今後の展望

家族信託を使わなければ解決できない事例は多々あります。信託は信託法という民法とは別の法律で定められた仕組みであり、民法とは別に様々なことが決められています。だからこそ、民法では解決できない認知症対策や相続対策を戦略的に組み立てることができるのです。

10年後そのもっと先をじっくり考えてみる必要があります。

## II 相次ぐ無効判断！「定額残業代」裁判例

近年、定額残業代は有効と判断した、労働基準監督署の判断に不満を感じた従業員が裁判を起し、裁判において定額残業代は無効とされるケースがみられるようになりました。では、どのような場合に無効との判断がなされるのでしょうか？

### ◆無効と判断されるケースの留意点

- ① 基本給や、年俸、日給に残業代が含まれているものの何円分が残業代かがはっきりとしない場合（定額残業代でカバーされる時間数の明示を求める裁判例が増えています。）
- ② 年齢、勤続年数、業績など労働時間以外で変動する定額残業代
- ③ 定額残業代でカバーされている残業時間が36協定の限度時間を超えている場合

とは言っても、定額残業代は労務管理スキルとしては重要です。

## III 「保活」の実態に関するアンケート

### ◆大きな社会問題となっている待機児童

昨今、「待機児童」の問題が頻繁に取り上げられる中、厚生労働省は「保活」（子供を認可保育園等に入れるために保護者が行う活動）の実態に関する調査を行い、とりまとめを公表しました。

### ◆アンケート結果

「出産後6ヵ月未満」、「妊娠中・妊娠前」から「保活」を開始したとの回答が4割もあり、保育園が決まらないことへの不満から早めの対応を考える人が多いようです。「職場、仕事との関係」に不安を感じている人も多く、時短勤務や在宅勤務、派遣社員へと雇用形態を変えたとの声もありました。

今後、企業のフォロー体制も含め、実態を把握した上での検討が必要となりそうです。

「就活」「婚活」「終活」そして「保活」、事業継承は「承活」。

1	月	
2	火	
3	水	京都府社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館
4	木	例大祭(北野祭) 北野天満宮 075-461-0005
5	金	
6	土	京の七夕 堀川・鴨川 075-222-0389 8/6~8/12
7	日	夏越神事 下鴨神社 075-781-0010
8	月	
9	火	
10	水	京都府社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 京都府行政書士会 無料相談 中京区役所 7月源泉所得税の納付
11	木	山の日 
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	建設業経理士検定試験(1・2級)受験票発送日
16	火	大文字五山の送り火 京都市内各所 075-343-6655 嵐山灯笼流し 嵐山渡月橋付近 080-5307-1060 京都府行政書士会 無料相談 左京区役所・山科区役所
17	水	1級土木施工管理技術検定 学科試験合格発表 京都府社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 (松田正子が担当します。)
18	木	京都府行政書士会 無料相談 上京区役所・左京区役所・下京区役所
19	金	
20	土	
21	日	建築設備士試験 学科試験
22	月	
23	火	二級建築士試験 学科試験 合格発表
24	水	京都府社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 京都府行政書士会 無料相談 行政書士会館
25	木	長岡天神 夏まつり 長岡天満宮 075-951-1025 京都府行政書士会 無料相談 北区役所・南区役所
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	京都府社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 6月決算法人の確定申告 12月決算法人の中間報告